

要 請 書

東京高等裁判所第4刑事部 御中

新たに発覚した検察の証拠隠しを許さず、直ちに再審を開始して下さい。

2011年9月15日

無実のゴビンダさんを支える会

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-10 ハッ橋ビル7階
現代人文社気付 連絡先(事務局)TEL: 080-6550-4669

私たちは、8月10日に貴裁判所に要請に伺いました。その際、7月23日付け鈴木鑑定の結果をふまえて、ただちに再審を開始して下さいをお願いいたしました。

それからまだ1ヶ月しか経っていませんが、そのわずかな間に、驚くような出来事がありました。

9月2日付けで、検察が新たに42点の証拠を開示し、それらのDNA鑑定を行うというのです。私たちは鈴木鑑定を行う時点で、DNA鑑定可能な未開示証拠は、これ以上存在しない、と検察が言明したと聞いていました。

鈴木鑑定は、弁護団が7月26日付け補充書で主張しているとおり、請求人に無罪を言い渡すべき新規明白な証拠です。検察にとって不利なこの証拠が明らかになったとたん、これまで存在すら知らされていなかった証拠が提出されるとは信じがたいことです。

これでは、検察は自己に不利益な証拠は隠したまま裁判を続け、有罪立証が困難となると、無制限に証拠申請を行うことができるかのように見えます。これは裁判員制度と公判前整理手続きが導入された今日の裁判においてのみならず、裁判の公正さと正義を担保するためにもまったく許容しがたいことです。

貴裁判所が真実の解明に力を注がれていることに敬意を表するとともに、一日も早い無事の救済のためにも、検察の無用な引き延ばしに応じることなく、すみやかな再審開始決定を行って下さるよう、心からお願いいたします。

また本日は、ネパールから来日された妻のラディカ・デビ・マイナリさん、実兄のインドラ・プラサド・マイナリさんからの訴えをお聴き下さり、ありがとうございました。